

# 令和6年度報酬改定 各サービスごとの 改正点等について

# 1 訪問介護、介護予防訪問サービス

訪問介護（介護予防訪問サービス）における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直しについて

## 訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し

| 概要                                                                                                                                                                          | 【訪問介護】 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| <p>○ 訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。</p> <p>【告示改正】</p> |        |

| 単位数・算定要件等 |                                                      |            |                                                                                                                     |
|-----------|------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| < 現行 >    |                                                      | < 改定後 >    |                                                                                                                     |
| 減算の内容     | 算定要件                                                 | 減算の内容      | 算定要件                                                                                                                |
| ①10%減算    | 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）         | ①10%減算     | 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）                                                                     |
| ②15%減算    | 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合               | ②15%減算     | 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合                                                                              |
| ③10%減算    | 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） | ③10%減算     | 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）                                                                |
|           |                                                      | ④12%減算（新設） | 正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合 |

・同一建物減算に関する注意点

- 1 同一建物減算について、上記のスライドの①、②、④については、1人でも「事業所と同一敷地内又は敷地内に所在する建物」に居住する利用者がいれば、その利用者については減算となります。
- 2 上記の③の「事業所と同一敷地内又は敷地内に所在する建物」以外の建物の居住する利用者が1月あたり20人以上いる場合についても減算となり、この③についてのみ要介護者と要支援者を合算して計算し、減算対象となるかどうかを判断します。
- 3 ①、②、④の「事業所と同一敷地内又は敷地内に所在する建物」に居住する利用者の減算については、要介護者、要支援者は合算せず、別々の計算をし、①の10%になるか②の15%になるかの判断をします。
- 4 ④の新設された12%の減算については、別途福祉指導課から後日、通知します。

令和6年度

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 前半の判定期間 | 令和6年4月1日から令和6年9月30日  |
| 減算適用期間  | 令和6年11月1日から令和7年3月31日 |
| 後半の判定期間 | 令和6年10月1日から令和7年2月28日 |
| 減算適用期間  | 令和7年4月1日から令和7年9月30日  |

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

## 2 訪問看護、介護予防訪問介護

理学療法士等による訪問看護の評価の見直しについて

#### 4.(1)② 理学療法士等による訪問看護の評価の見直し

| 概要                                                                                                                          | 【訪問看護★】                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                             | <p>○ 理学療法士等による訪問看護の提供実態を踏まえ、訪問看護に求められる役割に基づくサービスが提供されるようにする観点から、理学療法士等のサービス提供状況及びサービス提供体制等に係る加算の算定状況に応じ、理学療法士等の訪問における基本報酬及び12月を超えた場合の減算について見直しを行う。【告示改正】</p>                                                                                                      |
| 単位数                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合<br/>         &lt;現行&gt;<br/>         なし</p>                                                 | <p>&lt;改定後&gt;<br/>         厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。(新設)</p>                                                                                                                                                                       |
| <p>○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(介護予防)<br/>         &lt;現行&gt;<br/>         なし</p> <p>12月を超えて行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。</p> | <p>&lt;改定後&gt;<br/>         厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。(新設)</p> <p>12月を超えて行う場合は、<u>介護予防訪問看護費の減算(※)を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。(変更)</u></p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合の8単位減算</p> |
| 算定要件等                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                                                                                                             | <p>○ 次に掲げる基準のいずれかに該当すること(新設)</p> <p>イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。</p> <p>ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。</p>                                                                                                     |

## 理学療法士等による訪問看護の評価の見直し（全体イメージ）

- 次の基準のいずれかに該当する場合に以下の通り減算する
- ① 前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること
  - ② 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと

### 訪問看護費

| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問 |          | ②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算 |                  |
|-------------------------|----------|----------------------------|------------------|
|                         |          | 算定している                     | 算定していない          |
| ①訪問回数                   | 看護職員≧リハ職 | —                          | <u>8単位減算（新設）</u> |
|                         | 看護職員<リハ職 | <u>8単位減算（新設）</u>           | <u>8単位減算（新設）</u> |

### 介護予防訪問看護費

| 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問 |          | ②緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算 |                   |
|-------------------------|----------|----------------------------|-------------------|
|                         |          | 算定している                     | 算定していない           |
| ①訪問回数                   | 看護職員≧リハ職 | 12月を超えて行う場合は5単位減算（現行のまま）   | <u>8単位減算（新設）※</u> |
|                         | 看護職員<リハ職 | <u>8単位減算（新設）※</u>          | <u>8単位減算（新設）※</u> |

※12月を超えて訪問を行う場合は更に15単位減算（新設）



## ・理学療法士等による訪問看護の評価の見直しに関する注意点

1 判定期間は、前年度（令和5年4月から令和6年3月まで）

2 訪問看護費と介護予防訪問看護費は、以下の厚生労働省のQ&Aのとおり一体的運営されている場合については、**合算**して数える。（介護保険最新情報vol.1261）

### 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 5）

（令和6年4月30日）

#### 【訪問看護・介護予防訪問看護】

○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護

問1 減算の要件のひとつに「当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。」とあるが、この訪問回数は、訪問看護費と介護予防訪問看護費で別々で数えるのか。それとも合算して数えるのか。

（答）

指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を合わせて受け、一体的に運営されている場合については合算して数える。

同様に、緊急時（介護予防）訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算（（Ⅰ）又は（Ⅱ）あるいは（予防））に係る要件についても、訪問看護費と介護予防訪問看護費における双方の算定日が属する月の前6月間において、加算の算定実績がない場合には、所定の単位を減算する。



### 3 介護予防通所サービス

送迎減算について

# 厚生労働省(介護保険最新情報vol.1210)

| 通所型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年4月時点）                                                                                                                                                                                                                                                                           |                          | 通所型サービス |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------|
| ※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成                                                                                                                                                                                                                                      |                          |         |
| <b>利用者の生活状況に応じた基本サービス費</b><br>（月額包括報酬のほか、1回あたり単価を定めることにより、従前相当サービス以外の通所型サービスとの組み合わせが可能）                                                                                                                                                                                                                |                          |         |
| <b>イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                     |                          |         |
| （1）事業対象者・要支援1                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1,798単位                  |         |
| （2）事業対象者・要支援2                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 3,621単位                  |         |
| <b>ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）</b>                                                                                                                                                                                                                                                                         |                          |         |
| （1）事業対象者・要支援1                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 436単位                    |         |
| （2）事業対象者・要支援2                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 447単位                    |         |
| （※）イ及びロについては、令和6年4月に見直しを行った事項。<br>（※1）イ及びロについて、利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（1）又はロ（1）に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ（2）又はロ（2）に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。<br>（※2）ロ（1）については1月につき4回まで、ロ（2）については1月に8回までの範囲で、所定単位数を算定する。 |                          |         |
| <b>利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算</b>                                                                                                                                                                                                                                                                    |                          |         |
| 利用者の数が利用定員を超える場合                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 70/100                   |         |
| 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 70/100                   |         |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算                                                                                                                                                                                                                                                                                         | -1/100                   |         |
| 業務継続計画未実施減算                                                                                                                                                                                                                                                                                            | -1/100                   |         |
| 事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合                                                                                                                                                                                                                                                                    | -94単位、-376単位<br>又は-752単位 |         |
| 事業所が送迎を行わない場合（片道につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                   | -47単位                    |         |
| +                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                          |         |
| <b>利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算</b>                                                                                                                                                                                                                                                                    |                          |         |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 5/100                    |         |
| 生活機能向上グループ活動加算（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 100単位                    |         |
| 若年性認知症利用者受入加算（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 240単位                    |         |
| 栄養アセスメント加算（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 50単位                     |         |
| 栄養改善加算（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 200単位                    |         |
| 口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 150単位                    |         |
| 口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 160単位                    |         |
| 一体的サービス提供加算（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 480単位                    |         |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 88単位<br>又は176単位          |         |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 72単位<br>又は144単位          |         |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 24単位<br>又は48単位           |         |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき、3月に1回を限度）                                                                                                                                                                                                                                                                          | 100単位                    |         |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 200単位                    |         |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1回につき、6月に1回を限度）                                                                                                                                                                                                                                                                      | 20単位                     |         |
| 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1回につき、6月に1回を限度）                                                                                                                                                                                                                                                                      | 5単位                      |         |
| 科学的介護推進体制加算（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 40単位                     |         |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 59/1000                  |         |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 49/1000                  |         |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 23/1000                  |         |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                | 12/1000                  |         |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                | 10/1000                  |         |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）                                                                                                                                                                                                                                                                                | 11/1000                  | 5       |



この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

## ・送迎減算に関する注意点

利用者が自ら指定介護予防通所サービス事業所に通う場合、利用者の家族等が指定介護予防通所サービス事業所への送迎を行う場合など、当該指定介護予防通所サービス事業所の従業者が利用者の居宅と指定介護予防通所サービス事業所との間の送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。

ただし、同一建物の減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはならない。

## 厚生労働省Q & A(介護保険最新情報vol.1261)

### 【総合事業（指定相当通所型サービス）】

#### ○送迎減算

問8 以下の場合は送迎減算の対象になるのか。

- ① 通所型サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、予定していた通所型サービスの提供が行われなかった場合
- ② 通所型サービスの利用が介護予防サービス計画に位置づけられていた日に、通所型サービスの提供は行われたが、送迎が行われなかった場合（予定していた送迎が中止となった場合を含む）

（答）

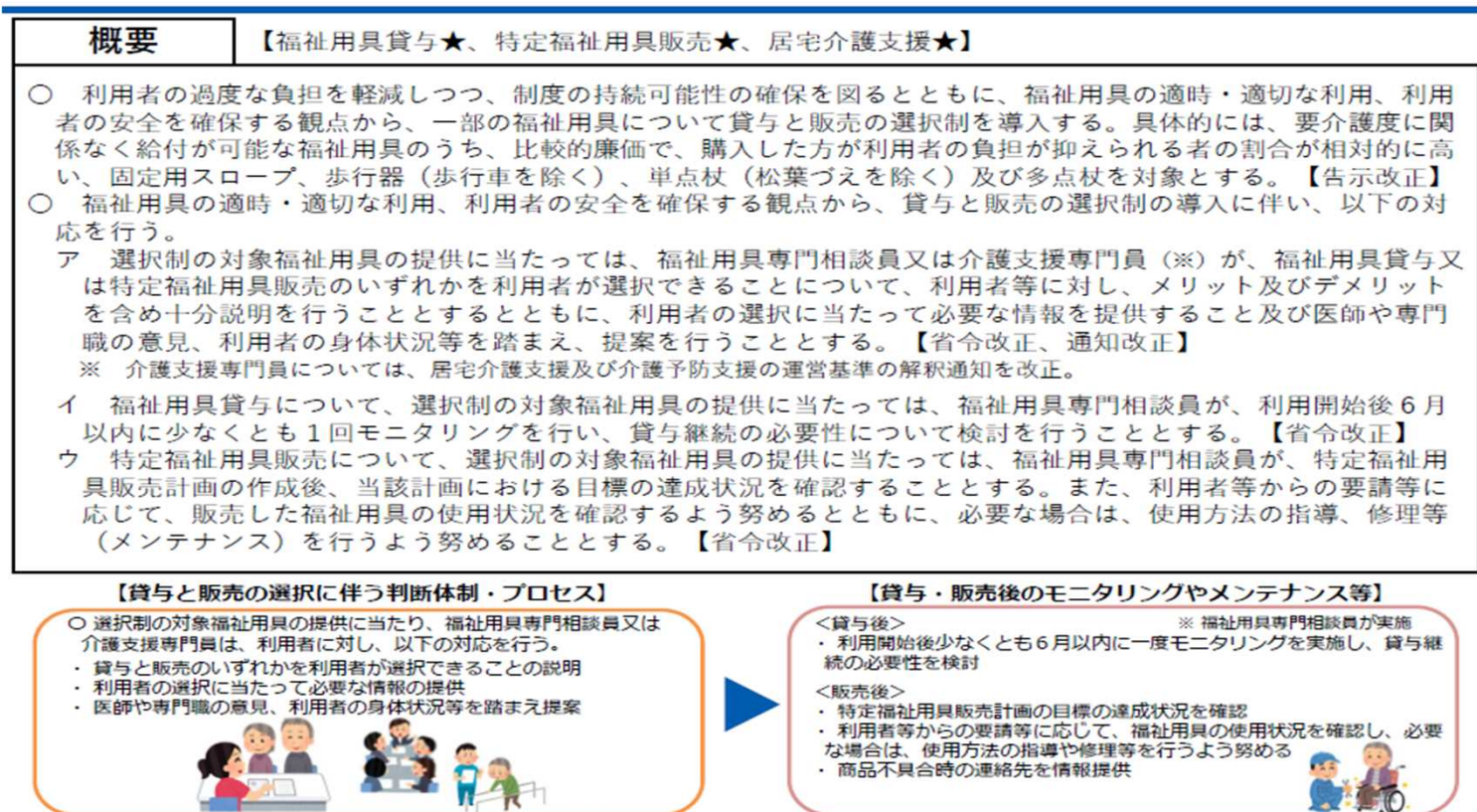
- ・ 事業者都合・利用者都合を問わず、サービス提供日に利用者の居宅と事業所の間の送迎を実際に行っていたかを確認の上、送迎を行っていなければ送迎減算が適用される。
- ・ ①については、通所型サービス自体の提供が行われていないため、送迎減算は適用されない。
- ・ 一方で、②はサービス提供日に利用者の居宅と事業所の間の送迎が行われていないため、送迎減算が適用される。

## 4 福祉用具貸与、特定福祉用具販売（予防含む）

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について



## 1. (8) ① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入



5

## モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

| 基準                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;現行&gt;</p> <p>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p> | <p>&lt;改定後&gt;</p> <p>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。</p> <p><u>福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。</u></p> <p>福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。</p> <p>※ 介護予防福祉用具貸与に同趣旨の規定あり</p> |



## ・一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する注意点

### 厚生労働省Q&A(介護保険最新情報vol.1261)一部抜粋

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援・介護予防支援】

○ モニタリングの実施時期について

問3 福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期を記載することとされたが、計画に記載する事項として、モニタリングの実施を予定する年・月に加え、日付を記載する必要があるのか。

（答） 福祉用具貸与計画における次のモニタリング実施時期については、例えば「何年何月頃」や「何月上旬」等の記載を想定しており、必ずしも確定的な日付を記載する必要はない。一方で、利用者の身体状況やADLに著しい変化が見込まれる場合等、利用者の状況に応じて特定の日に実施する必要があると判断されるときは日付を記載することも考えられる。

問4 福祉用具貸与計画に記載する実施状況の把握（モニタリング）の実施時期は、どのように検討すればよいのか。

（答） 利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及びADLの変化等は個人により異なるものであるから、モニタリングの実施時期は利用者ごとに検討する必要がある。

○ 選択制の対象となる福祉用具の購入後の対応について

問5 選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。

（答） いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体の状態等を踏まえ、十分に検討し判断すること。

**\* 注意点**  
取り扱う項目の運営  
規程との整合性

## 5 居宅介護支援

- 1 管理者の要件について
- 2 同一建物減算について
- 3 居宅介護支援事業所における介護予防支援事業所の指定について

# 1 管理者の要件について

居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員を配置することとされています。

この場合については、令和9年3月31日まで猶予期間が設けられていますが、**管理者に主任介護支援専門員が配置されていない事業所については、早めのご対応をお願いいたします。**

#### 4.(1)⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

##### 概要

【居宅介護支援】

- 介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。【告示改正】

##### 単位数

<現行>  
なし



<改定後>

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定 **(新設)**

##### 算定要件等

###### 対象となる利用者

- ・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
- ・ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者

**(注意点)** ＊減算に関する市への届出は不要です。

この音声はVOICEVOX：四国めたんを利用しています。

## 1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

| 概要                                                                          | 【介護予防支援】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                             | <p>○ 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】</p> <p>イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】</p> <p>i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のための配置で事業を実施することを可能とする。</p> <p>ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。</p> <p>ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】</p> |
| 単位数・算定要件等                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>&lt;現行&gt;</p> <p>介護予防支援費 438単位<br/>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> | <p>&lt;改定後&gt;</p> <p>介護予防支援費 (Ⅰ) 442単位 ※地域包括支援センターのみ<br/>介護予防支援費 (Ⅱ) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ</p> <p>特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設)<br/>※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設)<br/>※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合</p> <p>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設)<br/>※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合</p> <p>介護予防支援費 (Ⅱ) のみ</p>                                                                                                                                           |

## 6 介護予防通所リハビリテーション

運動器機能向上加算の基本報酬への包括化



★運動器機能向上サービスについては、以下のアからエまでに掲げるとおり、実施すること。

○ア 利用者の運動器機能、利用者のニーズ、サービスの提供に当たって考慮すべきリスクを利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ること。なお、運動器機能向上計画に相当する内容をリハビリテーション計画書の中にそれぞれ記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとする。

○イ 運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供すること。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとする。また、運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。

○ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。ただし、介護予防通所リハビリテーションの提供の記録として、運動器機能を定期的に記載している場合は、当該の記載をもって、本要件を満たしているものとする。

○エ **おおむね1月間ごとに、利用者の短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、利用者毎の運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。**

**通知：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日 老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号） 6 介護予防通所リハビリテーション（1）⑨**

（介護予防通所リハビリテーション）は、

○エ **おおむね 1 月間ごとに**、利用者の短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、利用者毎の運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。

（通所リハビリテーション）は、

⑤ 通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直す。初回の評価は、通所リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね 2 週間以内に、その後は**おおむね 3 月ごとに**評価を行う。その他、必要時に見直しを行うこと。

**通知：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号） 8通所リハビリテーション（11）⑤**

## 7 介護予防通所サービス（第一号通所事業）

運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

★介護予防通所サービスにおける運動器機能向上サービスについて

- ・運動器機能向上加算が廃止されました。

質問 1 運動器機能向上加算を取得していなかった利用者にも、令和6年4月1日から運動機能向上サービスを提供する必要があるか。



回答 1 基本報酬に包括化されたため、要支援者全員に運動機能向上サービスを行う必要があります。

質問 2 運動機能向上サービスを実施した記録は、従来の運動器機能向上加算と同様に計画、実施、評価が必要か。



回答 2 加算ではないため、別途計画、実施、評価がいるわけではないが、介護予防通所サービス計画に運動機能向上サービスを実施していると読み取れるような内容を記載すること。見直しの期間も定められていないため、利用者の状態等の変化の際に通常の計画と同様の流れで見直しをしてください。